

植物防疫所公式
キャラクター
「ぴーきゅん」



植物防疫・動物検疫

～水際で日本の農畜産業を守る仕事～



動物検疫所公式
キャラクター
「クンくん」



北陸農政局「消費者の部屋」

展示期間：令和8年2月2日（月）～2月27日（金）

私は「消費者の部屋」
マスコットキャラクター
ふくろう博士です！



【植物防疫】①

● 検疫とは ●

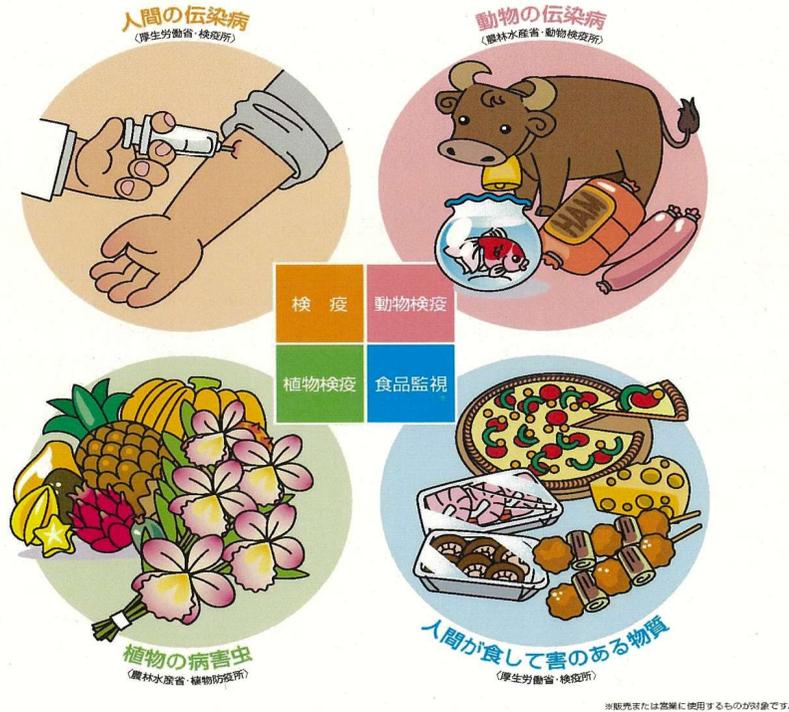
日本の検疫制度

海外からの伝染病や病害虫の侵入を防ぐために「**検疫**」が行われています。



日本では、「人体に有害な感染症」（検疫法）、「家畜類に有害な伝染性疾病」（家畜伝染病予防法）& 「魚類等水産動物に有害な伝染病疾病」（水産資源保護法）、「**植物類に有害な病害虫**」（**植物防疫法**）に対して「検疫」が実施されています。

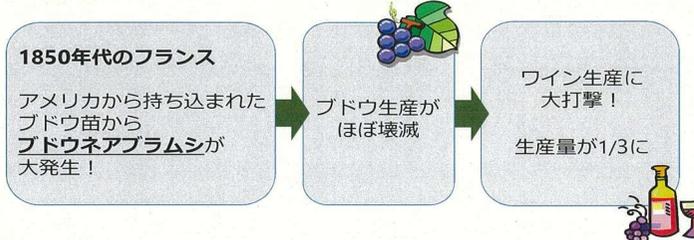
また、「食品衛生」という観点からは「人間が飲食して害のある物質」の「輸入食品監視」が行われています。



● 植物検疫の始まり ●

世界初の植物検疫

有害な病害虫が新たな地域に侵入すると大きな被害を与えることがあります。



ブドウネアブラムシにより葉にできた虫こぶ

隣国ドイツは1872（明治5）年**ブドウ害虫予防令**を公布し、ブドウ苗の輸入を禁止しました。

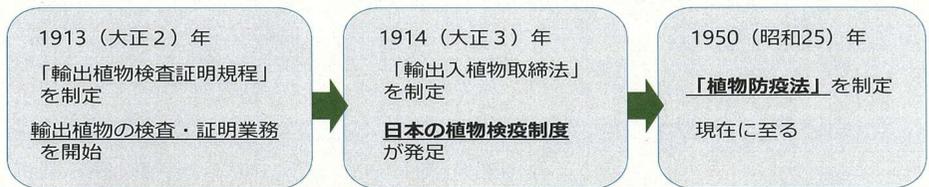
これが**世界初の植物検疫制度**です。



ブドウネアブラムシ

日本の植物検疫の始まり

明治時代、貿易が盛ん行われるようになり、新しい病害虫による被害が続発しました。



植物検査室での果実の輸出検査（大正末期）



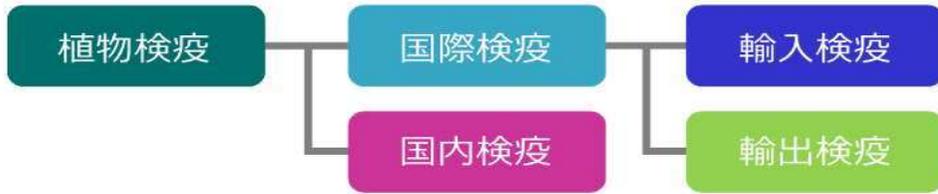
客船旅客の植物検査風景（大正末期）

【植物防疫】②

● 植物検疫とは ●

植物検疫のしくみ

植物検疫は、以下のように区別できます。



植物防疫所の業務

輸入検疫	全国の海空港で 海外からの病害虫の侵入を防止 ○ 輸入の禁止 ○ 輸入の制限 ○ 輸入植物・中古農機具の検査
輸出検疫	日本から植物を輸出するため 輸出先国の検疫条件に基づき検査 ○ 輸出植物・中古農機具等物品の検査 ○ 輸出植物の栽培地検査 ○ 各国の検疫条件の調査、確認
国内検疫	国内での病害虫のまん延を防止 ○ 植物等の移動規制 ○ 侵入調査 ○ 国内種苗の検査 ○ 緊急防除
その他	○ 調査研究（検査・消毒技術の開発・向上等） ○ 研修（植物防疫官の同定技術向上等） ○ 病害虫に関するリスク分析 ○ 他法令業務への協力 など



オレンジの輸入検査



種苗の輸出検査



国内の種苗検査
(種馬鈴しょの検査)

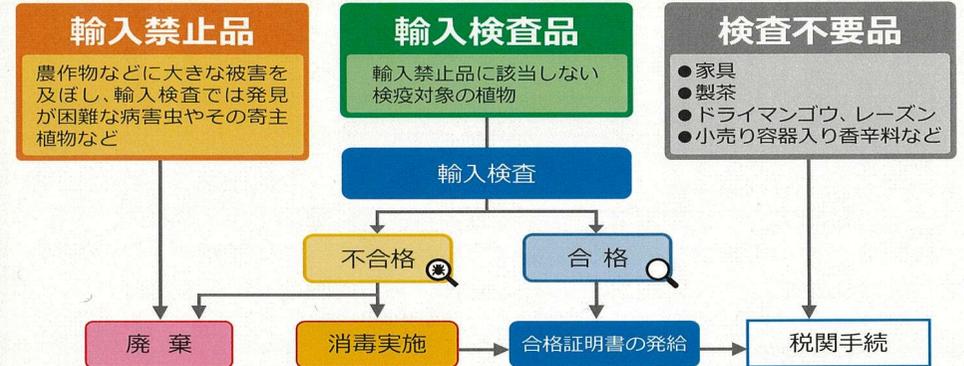


調査研究

● 輸入検疫 | ●

輸入検査の流れ

輸入される植物の検査の流れは、図のとおりです。



輸入禁止品

- 病害虫は国や地域によって発生状況が異なるため、同じ植物であっても輸入禁止対象にならない場合があります。
- 検疫対象の生きた病害虫、土または土が付着した植物は、いずれの国からも輸入できません。

⚠ 熱帯果実などの生果実や果菜類は輸入禁止品に該当しやすい品目です。



条件付き輸入解禁植物

輸入禁止品であっても、我が国と輸出国の間で禁止対象病害虫の侵入の恐れがないことが技術的に確認され、一定の基準を満たしていることを条件に輸入が解禁されている品目があります。

輸入の制限

本来は輸入禁止措置をとるべき植物でも、輸出国で所定の検疫手続が行われることで輸入検査品として扱われる品目があります。

輸出国の栽培地で検査が必要な植物

輸出国における栽培期間中に検査され、検疫対象の病害虫が付着していないことが証明された植物。

輸出国で特別な検疫措置が必要な植物

輸出国において適切な検疫処理や遺伝子診断などの措置が講じられたことが証明された植物。

植物検査証明書



タイ国の植物検査証明書
(SURF : IPPCホームページ)

輸入植物には、輸出国政府機関により発行され、検疫有害動植物が付着していないことを確かめ又は信ずる旨を記載した植物検査証明書が添付されなければなりません。

● 輸入検疫 II ●

貨物の検査

海港や空港の植物が輸入された場所で、植物の種類に応じた検査を実施しています。

● コンテナー貨物

切花、青果物、嗜好・香辛料、乾牧草など、様々な植物がコンテナー貨物で輸入されます。検査は基本的に、コンテナーヤードで行いますが、必要に応じて倉庫や貯木場で行う場合もあります。



アメリカ産オレンジの輸入検査



アメリカ産ダイズの輸入検査



中国産条件付きいねわらの輸入検査

● 船積貨物

青果物、こく類、豆類、木材が、専用の大型船で輸入されます。一度に大量の貨物が輸入され、船上や倉庫、貯木場で検査を行います。



専用船によるバナナの輸入



アメリカ産コムギの輸入検査



カナダ産木材の輸入検査

● 航空貨物

主に、鮮度が要求される切花や青果物などが航空貨物で輸入されます。重要病害虫が活発な状態で付着している可能性が高いため、検査に当たっては細心の注意が必要となります。



航空貨物での輸入



タイ産切花の輸入検査



タイ産条件付きマンゴウの輸入検査

● 輸入検疫 III ●

種苗類の検査

種苗類（苗・穂木、球根、種子）の検査では、肉眼検査だけでは病害虫の発見が困難な場合があるため、検定室でさらに詳細な検査を実施します。

● 海空港における検査



オリブ巨木の検査



ラン苗の検査

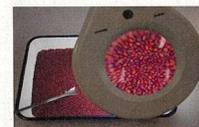


タリア球根の検査



種子のふるい検査

● 検定室における検査（二次検査）



拡大鏡検査
混入する土壌、麦角菌
などを検出



プロッター検査
種子上に生育した
病原菌を顕微鏡観察



遠心分離法
遠心分離で沈殿させた
沈殿物から胞子を検出



ペールマン法
線虫の運動性を利用し
て線虫混濁液から検出



軟X線照射検査
種子内部に寄生する
タネコバチ類を検出

輸入植物の隔離検疫

栽培用の果樹苗、穂木、いも類、球根などの種苗は、輸入時の検査だけでは発見が困難なウイルス病などに汚染されている可能性があるため、隔離栽培温室などで一定期間栽培し、ウイルス病などの検査を行います。



隔離栽培施設
名古屋植物防疫所港陽検査場（名古屋市）の温室



葉が糸状～三日月状



ウイルス感染による病徴（左）Blueberry shoestring virus
（右）Grapevine leafroll-associated virus

生物学的診断		血清学的診断		遺伝子診断	
キノア汁液接種	Apple chlorotic leafspot virus によるキノア接種葉	ELISA検定	発色したプレート	PCR検定	電気泳動写真

● 輸入検疫Ⅳ ●

携帯品の検査

海外からの旅行者が持ち込む植物は、「植物検疫カウンター」で検査を行います。



植物検疫カウンター

旅客携帯品の輸入検査

植物検査証明書の添付が必要です！

日本到着時の流れ



中部国際空港における検査で持込みを防いだ輸入禁止品



禁止品に寄生するミバエ幼虫



ミカンコミバエ種群



検疫探知犬 活動中！
手荷物を嗅ぎ、果物や肉製品の臭いを探します。

郵便物の検査

植物が含まれた郵便物は、国際郵便局内で検査を行った後に配送されます。

郵便物の検査を行った印が外装に押印されます



(左) 韓国産 多肉植物の検査
(右) オランダ産 草花種子の検査

● 空港検疫 ●

空港における植物検疫



中部国際空港

飛行機を利用して空港に輸出入される植物の検疫を行っています。海外旅行で購入したお土産も検査の対象となります。



携帯品



航空貨物

携帯品の検査

海外からの旅行者が持ち込む植物は、「植物検疫カウンター」で検査を行います。また、お土産として持ち出す日本産の農作物の輸出検査も行っています。



輸入検査品の検査



中部国際空港における検査で持込みを防いだ輸入禁止品



禁止品に寄生するミバエ幼虫



ミカンコミバエ種群



輸出検疫カウンター

航空貨物の検疫

切り花や青果物、種苗などの多種多様な植物が、飛行機を利用して輸入されています。



観葉植物の検査



タイ産ラン切花の検査



マレーシア産キク切花の検査

検査で発見された病害虫を、迅速に同定する技術も求められています。



【植物防疫】⑤

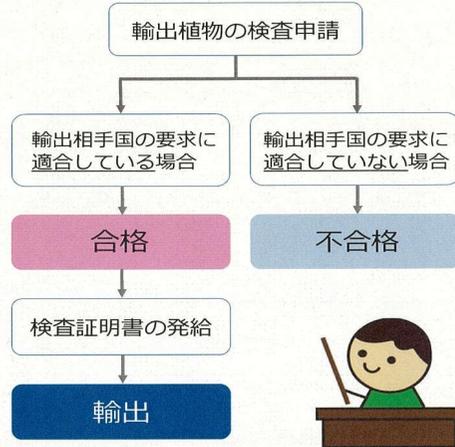
● 輸出検疫 ●

輸出検査の流れ

輸出検査は、日本から輸出される植物が輸出相手国の植物検疫の条件に適合しているかどうかの検査を行います。



タイ向け ナガイモ



Export quarantine

栽培地検査・集荷地検査

植物によっては、輸出相手国の要求に基づいて栽培中の検査を行っています。輸出検査は基本的には植物防疫所で行いますが、集荷地（生産地）や空港出国ロビーの検査カウンターで行うこともできます。



栽培地（静岡）NZ向け カンキツ



栽培地（長野）ベトナム向け リンゴ



栽培地（愛知）EU向け 盆栽



集荷地（愛知）タイ向け リンゴ



集荷地（愛知）香港向け 花苗



中部国際空港 輸出カウンター

● 国内検疫 ●

植物等の移動規制

国内の一部で発生している重要な病害虫が、未発生地域にまん延しないよう、これらの病害虫及びその寄主植物の移動を規制しています。

● 移動規制の主な対象病害虫とその寄主植物



空港での制度周知

侵入調査

新たな病害虫の侵入を、早期に発見し防除を行うため、トラップ調査などの侵入調査を実施しています。

● 侵入を警戒する主な病害虫とそのトラップ



ミカンコマバエ種群



トラップ（スタイナー型）



アリモドキゾウムシ



トラップ（ロート型）

国内種苗の検査

種苗の健全性が収穫に大きく影響を及ぼす種馬鈴しょ（ジャガイモの種イモ）や果樹母樹（育成・繁殖のために穂木を採取する樹）について、検査を実施しています。

● 種馬鈴しょの検査

検査は、①植え付け前のほ場及び馬鈴しょの種イモ、②栽培期間中のほ場、③生産された馬鈴しょと3段階の検査を実施しています。



栽培期間中のほ場検査

● 果樹母樹の検査（ウイルス病検定）



母樹から採取された穂木等を木本検定植物に接ぎ木してその病徴を観察します。

（左）Grapevine fleck virus による症状

検定植物の葉脈間透過症状



母樹から採取した穂木等について、ELISA検定（酵素結合抗体法）を行います。

ELISA検定の例

緊急防除

新たな病害虫が、農作物に大きな被害を与えたり、植物の輸出を妨げるおそれがある場合、発生した病害虫を一部地域に封じ込めて根絶するために、緊急的な防除措置を行います。

緊急防除の流れ

- ①防除を行う区域・期間を決定
 - ②防除の実施
 - ・寄主植物の作付けの制限や禁止
 - ・譲渡や移動の制限
 - ・消毒、除去、廃棄等
- 発生した病害虫を封じ込め、根絶へ

● アリモドキゾウムシ

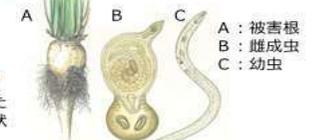


アリモドキゾウムシ（成虫）

● テンサイシストセンチュウ



幼虫に食害されたサツマイモの症状



A: 被害根
B: 雌成虫
C: 幼虫

高度な植物検疫技術を開発するため 調査研究を行っています

消毒技術の開発

病害虫が発見された植物を的確かつ安全に消毒するため、化学的・物理的方法による消毒技術の開発をしています。

調査研究の例

オゾン層破壊物質である臭化メチルに代わるくん蒸剤を用いた消毒基準の確立に向け試験を行っています。



ガスクロマトグラフを用いたくん蒸剤のガス濃度測定



くん蒸剤の投薬作業

ミバエ類を確実に殺虫できる温度処理条件の調査研究を行っています。



殺虫処理前のミバエ卵の果実への接種



果実内に寄生するミカンコミバエの卵と幼虫



殺虫処理後の果実内のミバエの生死判定

害虫

植物検疫の現場等で必要とされる害虫や線虫の情報を収集・分析し、これらの生理、生態、防除に関する各種調査、遺伝子解析による識別法、侵入起源推定法などの技術を開発しています。

調査研究の例

線虫は同じ種でも寄主植物の品種によって寄生性が異なる場合があるため、様々な品種で増殖率を確認し、パソタイプや適切な防除方法を調べています。



ばれいしょを用いたシストセンチュウ類の増殖率の調査

害虫類の塩基配列データを収集してデータベース上の既存情報と比較することで、遺伝子情報に基づく識別技術の確立や国内への侵入起源推定に取り組んでいます。



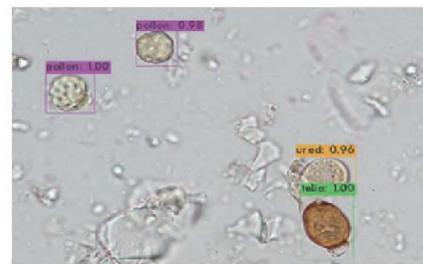
ゾウムシ類の幼虫態における識別技術の開発

病菌

日本未発生の植物病原体の情報を収集・分析し、これらの病原体を導入して、形態、生理生化学的性質、血清学的性質、分子生物学的性質の調査、検査方法や同定方法などの技術を開発しています。

調査研究の例

人工知能(AI)を用いて孢子を高精度に識別できる手法の研究に取り組んでおり、形状が類似して識別が困難なテンサイの花粉とテンサイさび病菌の夏孢子、冬孢子を同時に識別するAIを作成しました。



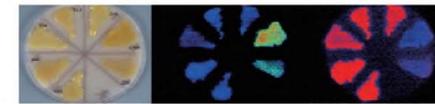
AIがさび病菌孢子を検出している画像

隔離された温室で日本ではまだ発生していない病原体を植物に感染させ、その植物を使って様々な検査方法を開発しています。



ウイルス検定用試料の採取

人間の目は識別困難な物性の違いを可視化できるハイパースペクトルカメラを用いて同系色の分離コロニーからイネ条斑細菌病菌を識別する方法の研究に取り組んでいます。



YDC培地におけるイネ条斑細菌病菌コロニーの識別画像(左からRGB、傾き解析、SAM解析画像)

農林水産省 植物防疫所

重要なお知らせ

植物を日本へ持ち込むには、
検査証明書が必要です



植物防疫法により、植物* を日本へ持ち込むには
輸出国政府機関により発行された**検査証明書**
(Phytosanitary certificate) を添付して、輸入検査を
受ける必要があります。

日本への持ち込みが禁止されている植物もあります(裏面参照)。

* 果実、野菜、穀物などのほか、切花、種子、苗木や、植物を原材料とした加工品の一部も含まれます。
また、検査証明書が必要としない植物(輸入検査の受検は必要)や、検査証明書及び輸入検査の受検が不要な植物もあります(裏面参照)。



検査証明書が添付されていない植物は、**植物防疫法**
に基づき**廃棄処分**となります。

検査証明書を添付せずに輸入した場合や輸入時の検査を受けなかった場合は、**3年以下の拘禁刑**又は**300万円以下**(法人の場合は**5,000万円以下**)の**罰金**が科せられる場合があります。

植物の病害虫 侵入警戒中

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

農林水産省 植物防疫所



日本への持ち込みが禁止されている主な植物

- チチュウカイミバエやミカンコミバエが発生している国や地域からのほとんどの果実・果菜類(カンキツ類やマンゴウなど)
- コドリングが発生している国や地域からのリンゴやサクランボの果実、殻付きクルミなど

* そのほか、日本未発生で世界的に被害が大きい病害虫が発生している国や地域からは、多くの植物の持ち込みが禁止されています。詳しくは植物防疫所にお問い合わせください。



チチュウカイミバエ



ミカンコミバエ



コドリング

◆ 検査証明書を必要としない植物 (⚠ 輸入検査の受検は必要)

粉トウガラシ、サンショウ、切り干し大根、ゼンマイ、薬用ニンジン、蓮の実、ダイウイキョウ(八角)、コーヒー生豆、ヒマワリの種(食用)など乾燥または凍結されているものであって、栽培、飼料、肥料、農林業生産資材に利用されないもの。

※注 **こく類(コメ、アワ、トウモロコシ、ソバ、ムギ類など)、マメ類(ダイズ、アズキ、ピーナッツなど)、木材、カカオ豆、ゴマ、タマリンド乾果、コリアンダー、一部のドライフラワー・漢方薬・香辛料などは乾燥されたものであっても検査証明書の添付が必要です。**詳しくは植物防疫所にお問い合わせください。

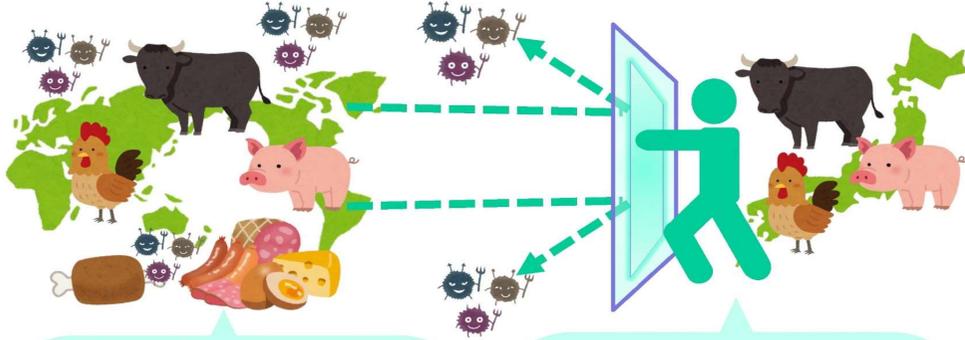
◆ 検査証明書の添付及び輸入検査の受検が必要ないもの

- 製材
- 製茶
- アルコール、酢酸、砂糖につけられた植物 など

植物防疫所の主なお問合せ先

- 横浜植物防疫所 045-211-7153
- 門司植物防疫所 093-321-2601
- 名古屋植物防疫所 052-651-0112
- 那覇植物防疫事務所 098-868-2850
- 神戸植物防疫所 078-331-2386

どうぶつけんえきしよ しごと 動物検疫所のお仕事



かいがい
海外では、**うし、ぶた、**
かちく
にわとりなどの家畜の
びょうき はっせい
病気が発生しています。
びょうき どうぶつ ちくさんぶつ*
病気は、**動物や畜産物と**
いっしょ にほん
一緒に、日本に
はい
入ってくる場合があります。

にほん かちく
日本の家畜を
びょうき まも
病気から守るため、
どうぶつ ちくさんぶつ けんさ
動物や畜産物の検査を
おこな びょうき しんにゆう
行って、病気の侵入を
ふせいでいます！



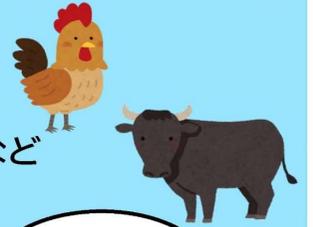
にく にゆうせいひん たまご かちく
*肉や乳製品、卵など家畜からできるもの

クンくん



どうぶつけんえきしよ にほん かいがい
動物検疫所は日本と海外をつなぐ
くこう みなと
空港や港にあるんだよ！
どうぶつけんえきしよ まな
動物検疫所のこと、たくさん学んでね！

- うし、ぶた、ひつじ、やぎ、しか など
- うま、ろば など
- にわとり、うずら、だちょう、あひる など
- うさぎ、みつばち、いぬ



どうぶつ
動物

どうぶつけんえき
動物検疫が
ひつよう
必要なもの



- ねこ、あらいぐま
きつね、すかんく
- さる
- こい
きんぎょ
くるまえび
ほたてがい など



ちくさんぶつ
畜産物

- にく ほね つの かわ け
●肉、骨、角、皮、毛
- たまご
卵 など



かねつしより かこうひん どうぶつけんえき たいしやう
★加熱処理した加工品なども動物検疫の対象です！

かこうひん れい
加工品の例

- ジャーキー ●ハム ●ソーセージ
- ビーフバーガー など

【動物検疫】②

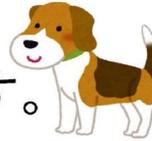
けんさ ペットの検査

にほん せかい かずすく
日本は世界で数少ない

きょうけんびょう はっせい くに
「**狂犬病**」が発生していない国です。

かいがい きょうけんびょう はい
海外から「**狂犬病**」が入ってこないように

いぬ ねこ けんさ
犬や猫などの**ペットの検査**を行っています。



かいがい にほん つ
★ペットを海外から日本に連れてくるためには...



マイクロチップ

けつえき けんさ
血液の検査

よぼうちゅうしゃ
予防注射

かいがい じゅうい
海外の獣医さんの
しんさつ
診察

...などなど、**たかさんの準備が必要**です。

わからないことがあれば、
どうぶつけんえきしょ
いつでも動物検疫所にきいてくださいね！

国際空港における旅客に対する水際対策



家畜伝染病予防法違反事例に対する対応の実績

- ・2019年4月22日から2025年11月30日の間に、**約7,800枚の警告書を交付**
- ・これまで携帯品により複数回の違反を繰り返した者、販売目的で持ち込んだ者など悪質性の高い**7件**、国際郵便で複数回違反を繰り返した**2件**で**有罪判決**

◆畜産物の不正な持込みによる有罪事例（2019年4月～） 【携帯品による持込み】

仕出国	違反品	措置状況
ベトナム	かも類の卵 偶蹄類の動物の肉	罰金刑が確定
フィリピン	ソーセージ等	主犯：懲役刑（執行猶予付き）が確定 共犯：罰金刑が確定
ベトナム	豚肉ソーセージ 豚肉調整品 牛肉、犬肉	主犯：懲役刑（執行猶予付き）が確定 共犯：罰金刑が確定
タイ	豚肉ソーセージ	罰金刑が確定
台湾	偶蹄類の動物及び かも類の血液を含む血餅	罰金刑が確定
ミャンマー	偶蹄類の動物の肉等	罰金刑が確定
フィリピン	偶蹄類の動物の肉等	罰金刑が確定

◆有罪事例の持込み物品の例



◆違反者（警告書交付者）の属性

在日・在留	51.4 %
親族・友人訪問	20.4 %
観光	7.2 %
商用	7.0 %
技能実習	5.7 %
留学	5.3 %
その他	3.0 %
不明	1.3 %

※複数選択可能なため100%にはならない
※2019年から2023年12月未までの実績

【国際郵便による持込み】

仕出国	違反品	措置状況
中国	豚肉加工品等	罰金刑 及び 懲役刑（執行猶予付き）が確定
中国	鶏肉加工品	罰金刑が確定

動植物検疫探知犬の活動

動植物検疫探知犬とは…

- 手荷物や国際郵便物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬
- 日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入 その後、主要空港を中心に導入している。
- 令和2年度に全国**140**頭体制に拡充



探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。



必要に応じてセキュリティタグ*と動植物検疫力カウンターへの案内紙を装着
→旅客のカウンターへの案内の効率化
※無理に外したり、セキュリティアンテナの側を通ると鳴動するタグ

H17	H27	H30	R1	R2		
				7月	12月	3月
2	18	33	53	96	105	140

参考：年度毎の動植物検疫探知犬配置総数

国際郵便局における探知犬活動

国際郵便局においても、探知犬活動を実施。海外から到着する国際郵便物に入っている肉製品や農産物を探知している。

※写真ではラブラドルレトリバーだが、ビーグル犬も国際郵便局で活動

国際郵便局での探知犬活動の様子



探知犬活動により発見した禁止品



輸入禁止の肉製品例

携帯品で沢山持ち込まれるもの

お土産 ジャッキー



加工品であっても加熱してあっても肉製品は持ち込めません！

肉松は、ふりかけ状に乾燥した肉でお菓子にもよく使われています。一見肉入りに見えないけれど、肉が入っているため持ち込めません

外国のパン屋さんで買ったパン

ソーセージパン ハンバーガー



NO!

カレーパンに入っているひき肉もダメ！とてもおいしそうだけど、肉入りのパンは日本へくる前に全部食べてきてください。

懐かしい母国の味だけど、持ち込めない。現地で沢山楽しんで、肉製品は日本へ持ってこないでください！

自分のおやつ

(肉入り) お菓子

母国でしか味わえない肉料理

肉松 (肉でんぷ)



機内食



食べきれなかった機内食も肉が入っていたら持ち込めません！荷物に隠れていても、検疫探知犬がみつけます。海外から肉製品は持ってくることはできません。

郵便物で沢山持ち込まれるもの

肉入りの練り製品



ソーセージ

大量の肉製品

9月～10月は中秋節でアジアの国では「月餅」を食べる習慣があります。肉の入った月餅が郵送されてくることも…もちろん、日本に持ち込むことはできません。

家族へのプレゼント

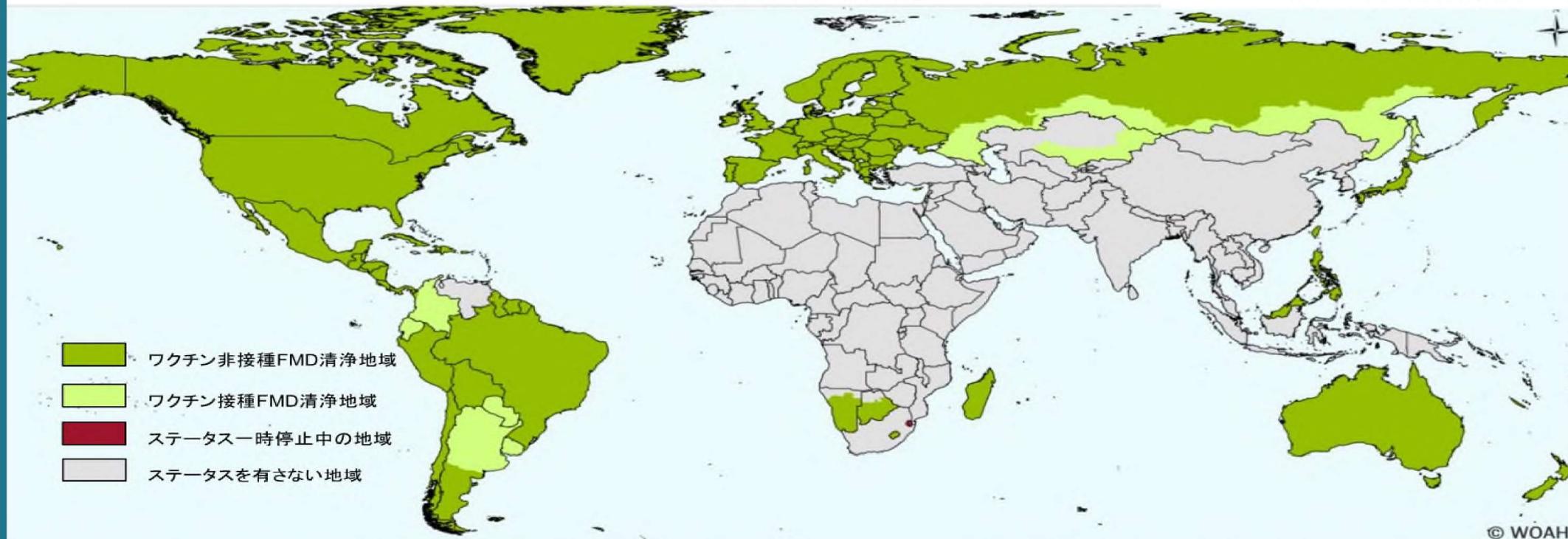
肉入りの月餅



口蹄疫 (FMD) のWOAHステータス認定状況

Last update October 2025

2025年10月時点



© WOAH

全土がワクチン非接種FMD清浄地域で構成されているWOAH加盟国 (67)

アルバニア	クロアチア	グアテマラ	リトアニア	ペルー	スウェーデン
オーストラリア	キューバ	ガイアナ	ルクセンブルク	フィリピン	スイス
オーストリア	キプロス	ハイチ	マダガスカル	ポーランド	オランダ
ベラルーシ	チェコ共和国	ホンジュラス	マルタ	ポルトガル*	ウクライナ
ベルギー	デンマーク*	ハンガリー*	メキシコ	ルーマニア	英国*
ベリーズ	ドミニカ共和国	アイスランド	モンテネグロ	サンマリノ	米国*
ボスニア・ヘルツェゴビナ	エルサルバドル	アイルランド	ニューカレドニア	セルビア*	バヌアツ
ブルネイ	エストニア	イタリア	ニュージーランド	シンガポール	
ブルガリア	フィンランド*	日本	ニカラグア	スロバキア*	
カナダ	フランス*	ラトビア	北マケドニア	スロベニア	
チリ	ドイツ	レソト	ノルウェー	スペイン*	
コスタリカ	ギリシャ	リヒテンシュタイン	パナマ	スリナム	

全土がワクチン接種FMD清浄地域で構成されているWOAH加盟国 (2)

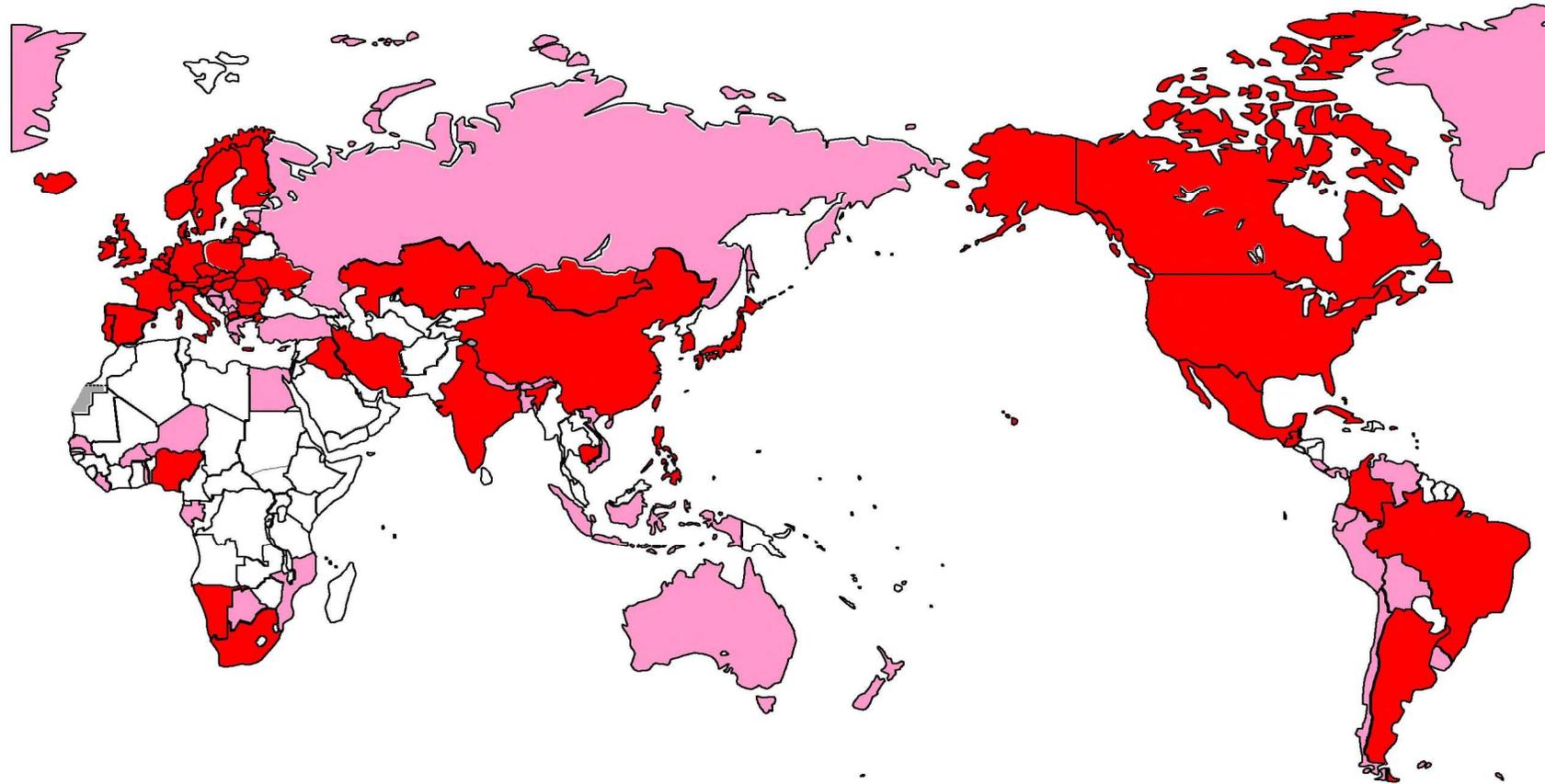
パラグアイ		ウルグアイ	
ワクチン非接種FMD清浄地域を含むWOAH加盟国 (11)*			
アルゼンチン	ブラジル	エクアドル	ナミビア
ボリビア	台湾	マレーシア	ロシア
ボツワナ	コロンビア	モルドバ	
ワクチン接種FMD清浄地域を含むWOAH加盟国 (8)*			
アルゼンチン	エクアドル	ロシア	
台湾	カザフスタン	トルコ	
コロンビア	韓国		

*注釈については出典を参照

出典: <https://www.woah.org/en/disease/foot-and-mouth-disease/#ui-id-2>

高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2023年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



■ : 2025年8月以前に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域
(2025年9月以降は発生報告なし)

■ : 2025年9月以降に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域

※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。

※白色の国、地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。

※WAHIS: World Animal Health Information Systemとは、WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

出典:WOAH等

2026年1月19日現在

アジアにおけるアフリカ豚熱の発生報告状況

2025年10月27日時点

■ : 2018年8月以降発生があった国、地域

ブータン

初発生：2021年5月6日
豚飼養頭数：約2万9625頭

ネパール

初発生：2022年3月19日
豚飼養頭数：約135万7507頭

インド

初発生：2020年1月26日
豚飼養頭数：約846万1997頭

バングラデシュ

初発生：2023年11月13日

ラオス

初発生：2019年6月2日
豚飼養頭数：約452万5574頭

タイ

初発生：2021年11月25日
豚飼養頭数：約772万1375頭

カンボジア

初発生：2019年3月22日
豚飼養頭数：約203万6958頭

スリランカ

初発生：2024年10月25日
豚飼養頭数：約10万1970頭

マレーシア

初発生：2021年2月8日
豚飼養頭数：約124万224頭

シンガポール

初発生：2023年2月5日

ミャンマー

初発生：2019年8月1日
豚飼養頭数：約780万頭

中国

初発生：2018年8月3日
豚飼養頭数：約4億3422万2700頭

モンゴル

初発生：2019年1月9日
豚飼養頭数：約2万5636頭

北朝鮮

初発生：2019年5月23日
豚飼養頭数：約238万6214頭

韓国

初発生：2019年9月16日
豚飼養頭数：約1108万9026頭

台湾

初発生：2025年10月21日
豚飼養頭数：約515万6174頭

香港

初発生：2019年5月2日
豚飼養頭数：約11万6696頭

フィリピン

初発生：2019年7月25日
豚飼養頭数：約976万5636頭

ベトナム

初発生：2019年2月1日
豚飼養頭数：約2554万6030頭

インドネシア

初発生：2019年9月4日
豚飼養頭数：約728万8719頭

東ティモール

初発生：2019年9月9日
豚飼養頭数：約38万4517頭

出典：WOAH-WAHIS(Animal disease eventsおよびQuantitative data)、各国当局HP等
発生日：WOAH報告による発生が確認された日
飼養頭数：FAO統計(2023)参照

【動物検疫】⑧

令和7年10月14日

- ・ エミューやその製品の輸入をしている
- ・ 生体の鶏、鶏肉、鶏卵などを輸入している
- ・ 海外へ渡航される、海外から帰国される

皆様へ

令和8年10月1日から エミューやその製品は動物検疫が必要です

家畜伝染病予防法施行規則の改正により、**動物検疫の対象家畜にエミューが追加**されます

(公布：令和7年9月29日、施行予定：令和8年10月1日)

【新たに動物検疫の対象となるもの】

- ・ 生きたエミュー
- ・ エミュー由来の畜産物
(肉、ジャーキー、臓器、卵、羽など)



- 上記のものは、これまでは動物検疫を受けずに輸入できましたが、**令和8年10月1日以降、輸入時に動物検疫を受ける必要があります**

注：量や用途にかかわらず、個人のお土産も動物検疫の対象です

(例：豪州からのエミュージャーキーなど)

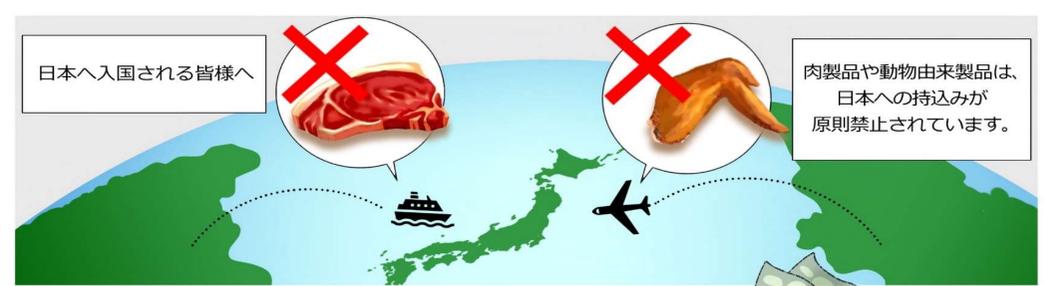


- 上記のものを輸入するには、各国と締結している**家畜衛生条件**
(生きた家きん、家きん肉等) を満たした輸出国政府機関発行の検査証明書が必要となります

注：輸出国で高病原性/低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、その国(または一部地域)からのエミューを含む全ての生きた家きん、家きん肉、家きん卵等の輸入が一時停止されます

農林水産省動物検疫所

連絡先



日本へ入国される皆様へ

肉製品や動物由来製品は、日本への持込みが原則禁止されています。



少しでも肉を含むものは

罰則の対象です。



海外で使用して汚れた作業着、長靴等

持ってこないでください。

畜産物を違法に持ち込むと、**3年以下の拘禁刑又は300万円以下(法人の場合5000万円以下)の罰金**の対象となります。

なお、輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。

日本国農林水産省動物検疫所
<https://www.maff.go.jp/aqs>

© 2020 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Created by Anri Sugitani

農林水産省
検疫探知犬
Quarantine Detector Dog

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省
ANIMAL
QUARANTINE
SERVICE



NO

**BRINGING MEAT PRODUCTS INTO JAPAN
IS PROHIBITED.**

JUST DECLARE IT OR FINES AND IMPRISONMENT.



肉制品

禁止带入日本!

肉製品の日本への持ち込み禁止

根据修订后的《家畜传染病预防法》相关内容，
将于 2020 年 7 月 1 日起生效，

未经许可违法携带肉类制品进入日本，
将被判处 **3 年以下的拘禁刑或
最高罚款金额为 300 万日元。**

注：法人团体最高罚款金额为
5,000 万日元!

家畜伝染病予防法改正により
2020年7月1日から

違法に畜産物を持ち込んだ場合は、
**3年以下の拘禁刑又は
最高300万円の罰金
(法人の場合は最高5,000万円)**
が科せられます。



请告知家人和朋友
家族や友達にも教えてあげてね



日本国 農林水産省 動物検疫所
日本国 農林水産省 動物検疫所